

画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止その他の安全管理を徹底するために、保存期間は30日以内とする。以降のデータは直ちに上書き消去されるものとし、不必要な画像データの保存は行わない。

(3) 画像データ等の管理

防犯カメラの画像データを記録した記録媒体（SDカード、ハードディスク等）や録画機については、施錠等の方法により保護された環境のもとで保管し、原則として、「9」の場合を除き画像の閲覧、複写や加工、外部への持ち出しは禁止するものとする。

(4) 画像データの消去

画像の消去は、初期化（又は上書き）により行うものとする。但し記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理を行うものとする。

8 秘密の保持

管理運用委員会等は、画像データおよび画像から知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

9 画像データ等の外部に対する提供

前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、画像データ及び画像から知り得た情報を第三者に提供することができるものとする。

(1) 法令等の定めがあるとき。

(2) 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けたとき。ただし、捜査機関が画像データ等の提出を求めるときは文書によるものとする。

10 苦情等の処理

管理責任者は、当該防犯カメラの設置・運用に関する苦情や問い合わせ等を受けたときは誠実かつ速やかに対応しなければならない。

11 保守管理について

管理運用委員会は、防犯カメラの保守管理について委託する場合、秘密保持についての誓約書を提出させ、委託契約書を管理運用委員会に承認された保守管理業者に委託するものとする。

12 その他

この規定に定めがない事項が発生した場合は、管理運用委員会が協議して対処する。また、前事項等が緊急を要する場合は、管理運用責任者の指示に従って処理する。

13 保守・維持管理のための積立金について

防犯カメラ等*が故障した際の修繕・更新のため、毎年一定金額を積み立てるものとする。

附 則

1 この運用基準は平成28年12月1日から開始する。